初心運転者講習事務取扱規程

(最終改正:平成29年3月8日 和歌山県警察本部訓令第4号)

初心運転者講習事務取扱規程を次のように定める。

初心運転者講習事務取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、道路交通法(昭和35年法律第105号)第100条の2第1項及び第108条の2 第1項第10号の規定に基づく初心運転者講習(以下「講習」という。)の実施について、必要 な事項を定めるものとする。

(準拠)

第2条 講習の実施については、道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)、 道路交通法施行令(昭和35年政令第270号。以下「政令」という。)、道路交通法施行規則 (昭和35年総理府令第60号。以下「総理府令」という。)、指定講習機関に関する規則(平成 2年国家公安委員会規則第1号。以下「規則」という。)等に定めるもののほか、この規程の 定めるところによる。

(用語の意義)

- 第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところ による。
 - (1) 講習対象者 法第100条の2第1項に規定する準中型自動車免許(以下「準中型免許」という。)、普通自動車免許(以下「普通免許」という。)、大型自動二輪車免許(以下「大型二輪免許」という。)、普通自動二輪車免許(以下「普通二輪免許」という。)又は原動機付自転車免許(以下「原付免許」という。)を受けた者で、免許の種別ごとに、その取得後の1年の期間に道路交通法等に違反する行為をし、政令で定める基準に該当することとなった者をいう。
 - (2) 運転習熟指導員 道路交通法第108条の4第1項第2号に規定する初心運転者講習の指導 員をいい、自動車等の運転に必要な技能及び知識に関する指導について高度の能力を有す る者として、規則に定める要件に適合した者をいう。
 - (3) 指定講習機関 初心運転者講習を行おうとする者が、運転習熟指導員を置き、かつ、規 則で定める基準に適合する者として和歌山県公安委員会(以下「公安委員会」という。) が指定した者をいう。

(指定講習機関の指定に係る審査)

- 第4条 交通部運転免許課長(以下「運転免許課長」という。)は、指定講習機関として指定を 受けようとする者の申請を受理したときは、規則で定める基準に基づき審査を行うものとする。 (運転習熟指導員の審査等)
- 第5条 運転免許課長は、講習の指導に当たる運転習熟指導員の審査等を次により行うものとする。
 - (1) 自動車安全運転センターが実施する新任運転習熟指導員研修の課程を修了した者に対し、運転習熟指導に関する知識の習得について審査すること。
 - (2) 審査は、四輪(準中型免許及び普通免許)、二輪(大型自動二輪免許及び普通自動二輪 免許(原付免許を含む。))の別に実施すること。
 - (3) 審査の合格者に対して、運転習熟指導員審査合格証書(別記第1号様式)を交付すること。
 - (4) 運転習熟指導員の資質の向上を図るため、自動車安全運転センターが実施する現任運転 習熟指導員研修を、新任運転習熟指導員研修又は現任運転習熟指導員研修を修了した日か ら3年を経過する日までの間に、受けること。

(講習の通知等)

- 第6条 運転免許課長は、講習対象者に対する講習実施の通知等については、次により行うものとする。
 - (1) 講習対象者に対し、講習を行う理由、講習に係る免許の種別、講習の日時、場所等を初 心運転者講習通知書の日時、場所等を初心運転者講習通知書(道路交通法施行規則(昭和

- 35年府令第60号)に定める別記様式第22の11)により通知すること。 この場合、講習対象者の住所等を考慮に入れ、講習の場所を指定すること。
- (2) 講習対象者が、公安委員会の管轄区域外に住所を変更していたときは、初心運転者講習 移送通知書(別記様式第2号。以下「移送通知書」という。)により速やかに当該講習対 象者の住所地を管轄する都道府県公安委員会に通知すること。
- (3) 他の都道府県公安委員会から移送通知書の送付を受けた場合は、当該移送通知書に係る 講習対象者に対し、第1号の規定に準じて通知又は指定すること。
- 2 運転免許課長は、指定講習機関に対する講習実施の通知等については、次により行うものと する。
 - (1) 指定講習機関に対し、講習対象者の住所、氏名、その他講習の実施に必要な事項を初心 運転者講習受講予定者通知書(別記様式第3号)により通知すること。
 - (2) 講習対象者から講習場所等の変更申出を受け、新たに講習の場所等を指定した場合は、変更後の当該指定講習機関に対し、前号の規定に準じて通知すること。

(講習の実施)

- 第7条 講習は、指定講習機関が実施するものとし、運転免許課長は、当該指定講習機関に対し、 次により講習を行わせるものとする。
 - (1) 講習の実施時間は、準中型免許、普通免許、大型二輪免許又は普通二輪免許に係る講習 については7時間、原付免許に係る講習については4時間とし、講習内容及び時間割は、 別表に定める初心運転者講習細目のとおりとする。
 - (2) 講習の実施方法等
 - ア 前号の初心運転者講習細目に基づく講習計画の作成
 - イ 教本、視聴覚教材等を用いた効果的な講習の実施
 - ウ 小人数のグループ別講習の実施
 - エ 講習終了者に対する初心運転者講習終了証書(別記様式第4号)の交付
 - オ 初心運転者講習実施簿(別記様式第5号)の備付け及びその記録(講習実施日ごと。)
 - カ 初心運転者講習結果報告書 (別記様式第6号) による運転免許課長への結果報告 (指定講習機関等に対する指導、監督等)
- 第8条 運転免許課長は、講習業務の円滑な推進を図るため、次に掲げる事項を行うものとする。
 - (1) 講習内容、実施方法、教材等の調査・研究
 - (2) 指定講習機関の管理者及び運転習熟指導員の講習業務に関する指導・監督
 - (3) 指定講習機関、講習対象者その他講習関係者との連絡・調整
 - (4) 講習実施結果の総括・整理
 - (5) その他講習業務の運営に必要な事項

(講習実施結果の把握、登録)

- 第9条 運転免許課長は、指定講習機関の講習実施結果を集計し、講習を終了した者については、 警察庁運転者管理システムへ速やかに初心運転者講習受講済登録を行うものとする。 (補則)
- 第10条 この規程に定めるもののほか、初心運転者講習の実施に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

(別表省略)

(別記様式省略)